



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

全国厚生労働関係部局長会議 年金局 説明資料

2026年1月

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

I 年金制度関係

1. 最近の公的年金制度の動向	3
2. 年金制度に関する周知・広報の推進	9

II 年金事業運営関係

1. 国民年金保険料の収納対策について	16
2. 国民年金事務費交付金について	22
3. 国民年金システムの標準化について	27
4. 市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰について	29
5. 年金手続のデジタル化の推進について	31
6. 障害年金の相談体制の充実について	33
7. 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について	35

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

I 年金制度関係

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 最近の公的年金制度の動向

ひと、くらし、みらいのために

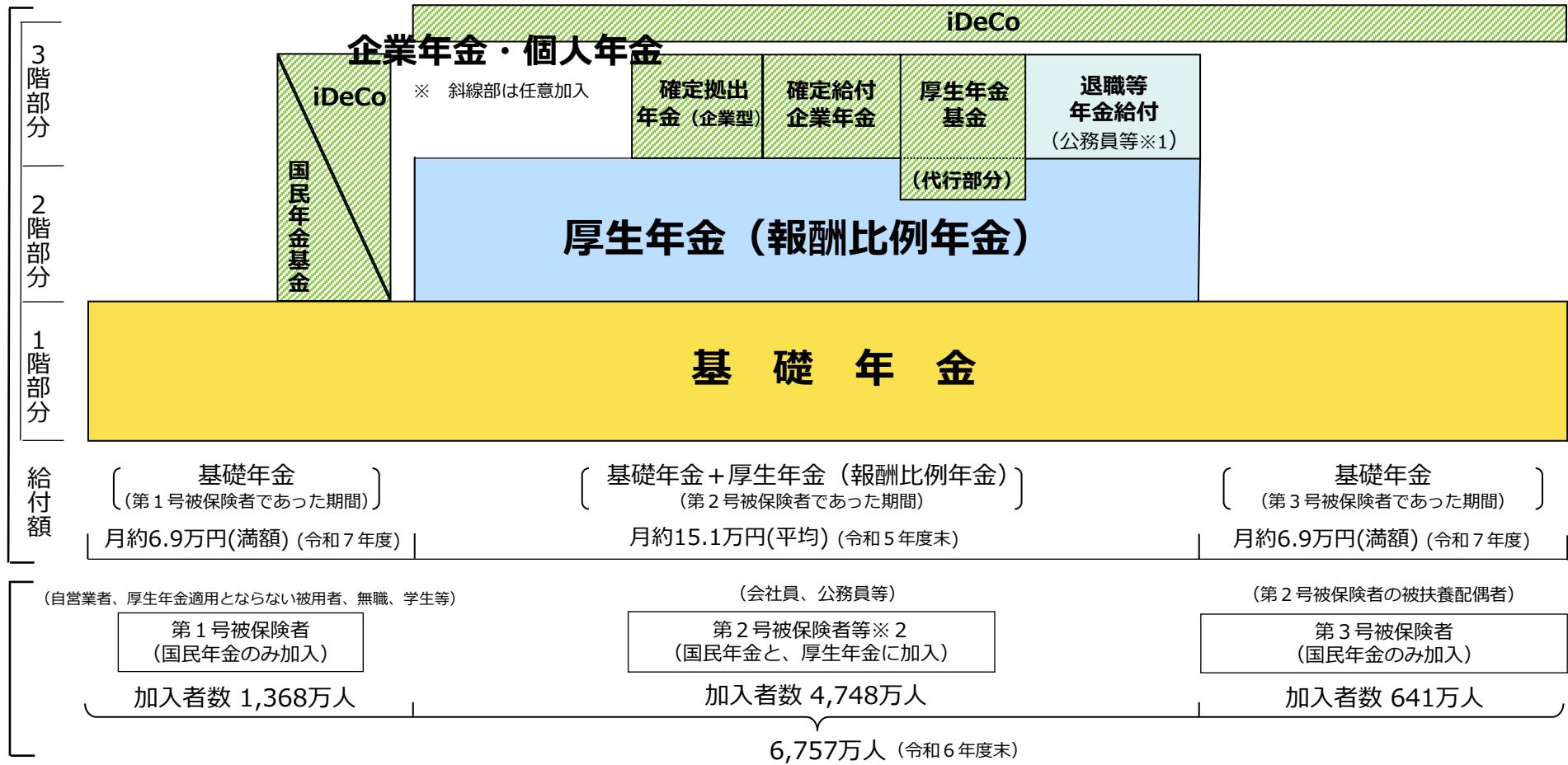


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金制度の仕組み

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

年金給付



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のこと (第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

年金制度改革の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する



主な改正内容



社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。



在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働くようにします。



遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。
子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくなります。



保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくなります。



その他の見直し

子どもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。
iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援します

企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる**短時間労働者**に対し**3年間、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的・時限的な措置を実施**します。事業主が追加負担した保険料について、その全額を制度全体で支援します。

支援の流れ

①まずは、**会社からの申請**が必要です。
(従業員数50人以下の会社などが対象です。)



②会社が法令で定めた負担割合により労使折半を超えて保険料を多く支払います。その結果、**本人負担分は少なくなります**。（**対象：月収12.6万円以下の短時間労働者**。最大3年間、3年目は軽減割合を半減。）



③会社が多く支払った分は、**その全額を制度全体で支援**します。

具体的には

年収106万円 (月収8.8万円) の場合	本来
負担割合 (労働者：使用者)	50：50
本人負担額	12,500円
事業主負担分	12,500円

支援策を使うと
25：75
6,250円
12,500円 +6,250円

制度から全額を支援



この支援で社会保険料の負担が軽減されても、将来の年金額が減ることはあります！

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

※本ページの保険料額については、100円未満を切上げ

在職老齢年金制度の見直し

- ✓ 年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。（保険料負担に応じた給付を行う社会保険では例外的な仕組みです）
- ✓ この基準を**月50万円から62万円**に引き上げます。【2026年4月から】

※上記の金額は2024年度価格



見直しの効果

- 年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、**年金の減額を意識せず、より多く働ける**ようになります。（新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります）
- これにより、一部の業界で指摘される**高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消**につなげます。

※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改正全体では給付水準は向上します。

【例】賃金月45万円、厚生年金の受給額が月10万円の場合



私的年金の見直し

iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ【3年内に実施】

- ✓ 働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようにします。



※ iDeCoの拠出限度額の上限は、今後第1号被保険者が月7.5万円に、第2号被保険者が月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業型DCの拠出限度額の拡充【3年内に実施】

- ✓ 企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる**加入者掛金（マッチング拠出）について、事業主掛金の額を超えないという制限を撤廃**し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

※ 企業型DCの拠出限度額は、現行の月5.5万円から月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業年金の運用の見える化【5年内に実施】

- ✓ **企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表**することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

2. 年金制度に関する 周知・広報の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金制度改革法の内容を説明したショート動画について

年金制度改革法のうち、特に内容が重要かつ複雑な改正項目については、図解をメインに配したショート動画を作成し、YouTubeを活用した周知・広報を実施している。

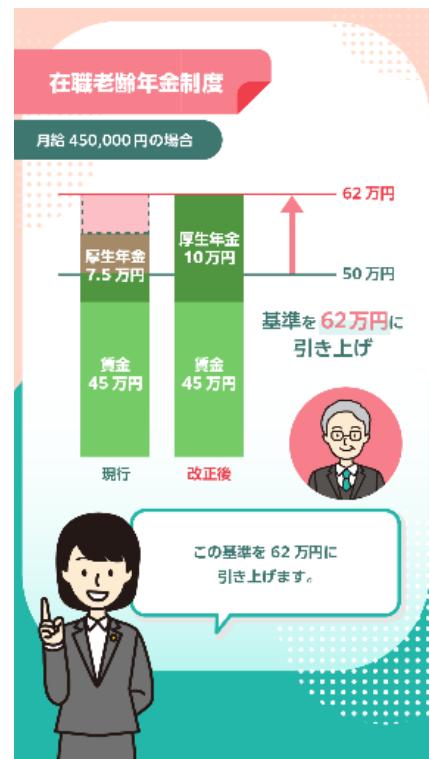
【被用者保険の適用拡大等】

被用者保険の適用拡大の対象範囲や、企業規模要件の段階的見直しのスケジュール、支援策等について説明。



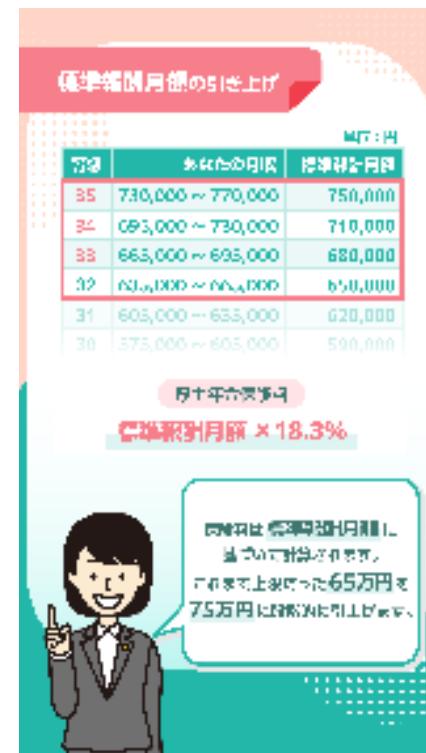
【在職老齢年金制度の見直し】

在職老齢年金制度の仕組みや、支給停止となる収入基準額の具体的な引上げ額、引上げの効果について説明。



【標準報酬月額の上限の段階的引上げ】

標準報酬月額の上限の仕組みや状況、具体的な引上げ額、引上げの効果について説明。



【基礎年金の底上げ】

経済が好調に推移しない場合に基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を講じた場合の、厚生年金受給者が生涯に受け取る年金受給総額への影響を説明。



被用者保険適用拡大の広報（好事例を踏まえた新たな広報コンテンツ）

令和5年度に実施した企業へのヒアリングの結果などを踏まえ、複数の企業で共通して実施している取組などを参考にした新たな広報コンテンツを作成し、令和6年4月にリニューアルした「適用拡大特設サイト」に掲載、関係団体などと協力した周知も実施。当該特設サイト並びに手引き及びチラシ等について、令和7年年金制度改正の内容を反映して令和7年度末に更新予定。

人事労務管理者向け手引き

従業員向けチラシ

従業員向けショート動画

社会保険の加入対象って
どんな人？

短時間労働者の
社会保険の加入条件を
ご説明します。

社会保険
労務士さん

Aさん
35歳 パート勤務

社会保険の加入対象って
どんな人？

① 週の勤務時間が 20 時間以上

② 給与が月額 88,000 円以上

③ 2ヶ月を超える雇用の見込み

④ 学生ではない

すべてを
満たす

次の4つの条件のすべてに
当てはまる場合は対象となります。

- 公的年金シミュレーターは、令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、働き方や暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月から運用を開始した。
- ねんきん定期便の二次元コードを読み取るなどして将来の年金受給見込額を簡単に試算でき、働き方や暮らし方の変化に応じた年金額の変化も試算できる。令和5年4月に年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加し、同年7月には民間サービスとの連携に向けたプログラムを公開、令和6年1月には在職定時改定の試算機能を追加した。
- 公的年金シミュレーターを利用して、実際に試算を行った回数は令和7年11月30日時点で1,045万回超。

■ 公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができる。
- 「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。

【グラフを表示しながら試算できる】

- スライドバーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

【データ管理も安心・安全】

- 個人情報は記録、保存されない。



■ 公的年金シミュレーターの使い方



次期公的年金シミュレーターの新たな機能を設ける目的

第18回社会保障審議会年金部会
2024年9月20日

資料 4

障害年金の試算機能を設ける目的（案）

- 公的年金には老齢年金だけでなく障害年金等^(注)があり、予測できないリスクに備えるための生涯を通じた保険であることについて、若い世代を中心として理解を促す。
- 障害年金については、老齢年金と異なり最低保障機能^(※)があること、一方で、保険料納付などの受給要件を満たす必要があることの理解を促す。
※ 障害年金は、一定の支給要件を満たした場合、障害基礎年金（2級）については、保険料納付期間にかかわらず老齢基礎年金満額（40年加入）と同額が支給され、障害厚生年金については、被保険者期間が300月（25年）未満で300月とみなして年金額が計算される。また、障害が重い場合（1級）には年金額が1.25倍になる。

（注）遺族年金については、障害年金より制度が複雑なため、利用者のモバイル端末の性能や試算機能の使いやすさ等を踏まえ、どのような試算機能を追加し得るかについて検討する。

iDeCoの試算機能を設ける目的（案）

- 私的年金のうち、すべての国民年金被保険者が加入できる共通の制度であるiDeCoについて、仕組みや特徴を国民に周知し、試算額を「見える化」することで、iDeCoの利活用の際の参考にしてもらうことを目的とする。
- iDeCoの利用に至っていない方や十分に活用できていない方を主な対象として想定し、シミュレーターの試算機能を使うことにより、iDeCo利活用の具体的なイメージを持ってもらう。

（注）企業年金は、事業主ごとに設計等が異なることから、統一的に表示できるiDeCoについてまず対応することとする。

II 年金事業運営関係

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 国民年金保険料の 収納対策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民年金保険料の収納対策について

- ◇ 80%台半ばへの到達という目標を持って取り組んだ結果、国民年金第1号被保険者の令和6年度の最終納付率（令和4年度分保険料）は、84.5%、前年度から1.5ポイント増加。
 - ◇ 日本年金機構が発足した平成24年度の最終納付率64.5%から20.0ポイント増加し、12年連続で上昇、統計を取り始めた平成16年度の最終納付率以降、最高値。
 - ◇ 令和6年度の現年度納付率は78.6%（前年度から0.9ポイント増）、平成23年度の現年度納付率から13年連続で上昇。
 - ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、現年度分の納付月数は令和5年度より約11万か月増加。全額免除・猶予者は592万人と令和5年度より4万人減少。
-
- 国民年金保険料の納付対策については、これまで納付督励や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマホ決済アプリでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。
 - 近年では、納付率の更なる向上を図るため、年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付を行うとともに、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に対する督促を実施しているほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている。
 - 効果的な追納勧奨の実施など無年金・低年金の発生抑止に繋がる対策、今後増加が見込まれる外国人対策について市町村、出入国在留管理庁等と連携した未納を防ぐための効果的な収納対策を実施することとしている。

【納付率引上げに係る目標】

[日本年金機構第4期中期計画（令和6年4月～令和11年3月）（抜粋）]

- ・ 現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に収納対策を実施し、中期目標期間中に80%台前半を目指す。
- ・ また、国民年金保険料の最終納付率については、中期目標期間中に80%台後半を目指す。

公的年金制度全体の状況

(国民年金第1号被保険者の加入状況等)

- 公的年金加入対象者全体でみると、約99%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者^(注1)は約72万人、未加入者^(注2)は約4万人（推計値）。（公的年金加入対象者の約1%）

《公的年金加入者の状況（令和6年度末）》

6, 759万人

公的年金加入者
6, 755万人

国民年金第1号被保険者
1, 368万人^(注3)

国民年金第2号被保険者等
4, 746万人

国民年金
第3号被保険者
641万人

保険料納付者
704万人
(注5)

第1号厚生年金被保険者
4, 285万人

共済組合 461万人^(注4)

法定免除・申請全額免除者 376万人
学特・猶予者 216万人

未納者 72万人^(注1)
未加入者 4万人（推計値）^(注2)] 76万人

注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和5年4月～令和7年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

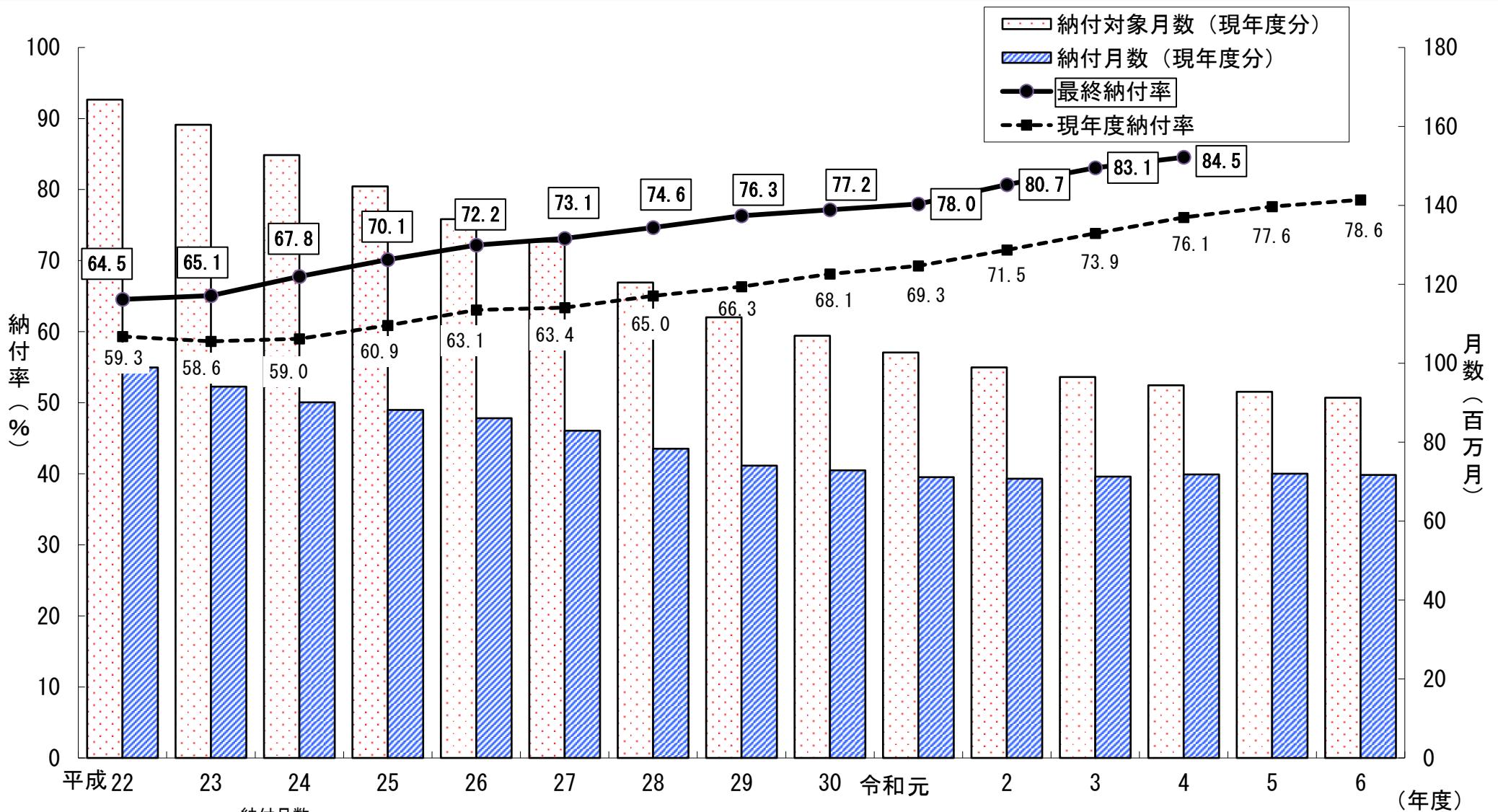
3) 令和7年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。

4) 令和6年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数は含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

○ 口座振替納付

※R6.3～口座振替の電子申請を導入

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
2,998万月	→ 2,917万月	→ 2,876万月

○ クレジットカード納付

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
548万月	→ 587万月	→ 618万月

○ 2年前納制度

・口座振替による2年前納制度

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
27万件	→ 31万件	→ 25万件

・現金及びクレジットカードでの2年前納制度

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
17万件	→ 17万件	→ 39万件

○ コンビニ納付

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
2,142万月	→ 2,108万月	→ 2,057万月

○ インターネット納付

※R6.8～「納付書によらない納付」を導入

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
743万月	→ 888万月	→ 972万月
うち		

スマートフォン決済アプリ納付

※R5.2～導入

(利用状況)

R4年度	R5年度	R6年度
13万月	→ 225万月	→ 339万月

未 納 者

市町村からの所得情報

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

- ・質の向上
- ・効率化

応
度
じ
重
ん
な
い
も
る

文 書

R4年度	3,875万件
R5年度	3,826万件
R6年度	4,150万件

電 話

R4年度	1,944万件
R5年度	1,873万件
R6年度	1,904万件

戸別訪問（面談）

R4年度	423万件
------	-------

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終催告状	189,009件	176,779件	168,456件
督促状	133,476件	102,238件	99,962件
財産差押	12,784件	30,789件	26,797件

○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10～)

[実績] R4年度 10件 → R5年度 86件 → R6年度 82件

○納付督促の外部委託 (H17.10～)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
文書	1,027万件	972万件	903万件
電話	1,918万件	1,841万件	1,877万件
戸別訪問	409万件		
合計	3,354万件	2,813万件	2,780万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

・免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大 (H28.7～)
- 申請免除の簡素化 (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10～
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5.3～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4～)
- 免除委託制度開始 (H28.4～)
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始 (R4.5～)

普及・啓発活動等

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供 20

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

外国人に対する国民年金の適用・納付対策

1. 海外転入者に対する適用・納付対策

○ 海外転入者への勧奨・適用の早期化、適用後の納付対策

- ・ 海外からの転入者については、令和6年10月より海外からの転入者の本人確認情報を新たにJ-LISから月次プッシュ型で取得し、本人への勧奨を経て職権適用（令和7年1月～）。また、本人へ送付する適用勧奨状に同封するわかりやすい日本語のリーフレットに、英語版の適用勧奨状を確認できるQRコードを記載（令和7年6月～）。
- ・ 海外からの転入を契機に職権適用を実施した後、未納が解消されていない外国人に対して、英語・わかりやすい日本語による文書勧奨（令和7年5月～）及びわかりやすい日本語による年金事務所への来所案内を送付（令和7年8月～）。

2. 多言語対応等の環境の整備

○ 外国人向けの周知等の充実

- ・ 外国人の利用の多いSNSとして、新たにFacebookを活用し、英語・わかりやすい日本語での情報発信を実施（令和7年8月～）
- ・ 外国籍の従業員を雇用する事業主等に対して、国民年金保険料の納付義務や制度について周知するリーフレットの配布（令和7年7月～）
- ・ ターンアラウンド方式（本人あて送付される、あらかじめ情報が記載されたはがき形式の申請書）の免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書や、口座振替申出書について、英語版の記載例を作成（令和7年3月～）
- ・ 外国人に対する対面業務を円滑にするため、一部の年金事務所で翻訳機による外国人対応を試行実施（令和7年7月～）

3. 外国人支援団体等の関係機関との連携

- ・ 留学生に対して、学生納付特例制度に係る日本語版・英語版のパンフレット及びポスターを作成し、文部科学省と連携の上、大学等の学内への配備、掲示板等への掲示を依頼（令和6年11月～）をしているところ、より外国人留学生へ伝わりやすくする観点から、パンフレット及びポスターのレイアウトの見直しを行い、大学等へ再度の掲示を依頼（令和7年10月～）
- ・ 監理団体（※）に対して、外国人技能実習機構（OTIT）と連携し、年金事務所から管轄地域内の監理団体へ技能実習生に対する国民年金の手続支援等について協力を依頼（令和7年6月～）

（※）実習実施者等と技能実習生等との雇用関係のあっせん及び実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理を行う非営利法人

- ・ 地域国際化協会に対して、自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、外国人に対する制度周知に係る協力依頼を実施（令和7年5月～）
- ・ 市町村国際交流協会に対して、地域国際化協会と連携し、外国人に対する制度周知に係る協力依頼を実施（令和7年10月～）

2. 国民年金事務費交付金等 について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民年金事務費交付金等の概要

[令和7年度予算額:311億円 令和8年度要求額:331億円]

1 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

(適用等事務、給付事務、免除事務)

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）
(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)

第十条の四 専ら國の利害に關係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
一～六（略）

七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
八～九（略）

- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）（抄）
(事務費の交付)

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

➢ 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和2年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の3区分に分類し、3区分ごとの単価により算出した額を合計した額を交付金の総額とするよう政令の改正を行った。

➢ 政令に規定する3区分ごとの基準単価を基に、人件費算定基礎額及び物件費算定基礎額に3区分ごとの人数を乗じ市町村毎の交付金額を算定する方法を省令において規定した。

2 国民年金事務に係る市町村との協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

➢ 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

国民年金事務に係る市町村の法定受託事務

「法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものであり、必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。また、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。（総務省HP「地方自治制度」より）

事務の内容	根拠条文
1．被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査（※1）するとともに、厚生労働大臣に報告（※2）すること。	国年法12①④
2．任意加入（高齢任意加入を含む。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2一
3．保険料の全額、3／4、1／2、1／4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年法105① 国年令1の2九、十
4．付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2七
5．受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2三
6．第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	国法105①④、国年令1の2四、十

※1 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 厚生労働大臣への報告は、国民年金法の規定に基づき、厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

国民年金事務に係る市町村との協力・連携

- 「市町村との協力・連携」について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- なお、この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

協力・連携の状況（令和6年度）

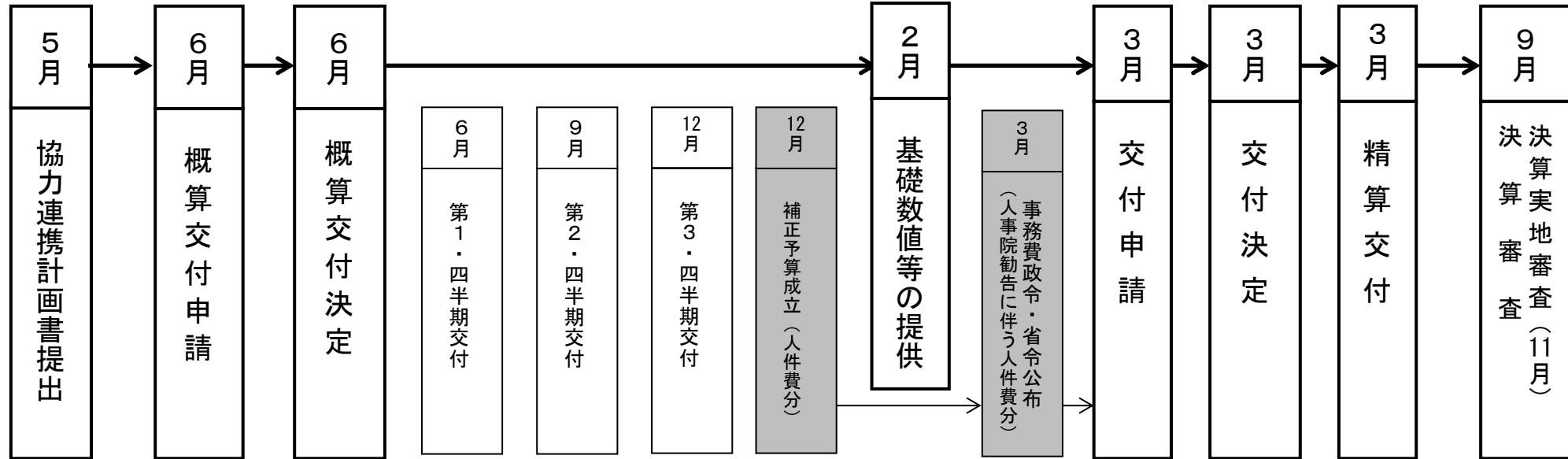
1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1) 納付督励（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	1, 679市町村
	(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	1, 554市町村
2 保険料納付督励広報記事等の広報誌への掲載		1, 594市町村
3 市町村において行われる相談業務		1, 638市町村
4 各種情報提供	(1) 所得情報の提供（紙）	98市町村
	(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	7市町村
	(3) 電話番号の情報提供	1, 336市町村
	(4) その他の情報提供	1, 433市町村
	(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	1, 392市町村
5 障害者手帳交付者への障害年金周知		813市町村
6 その他地域の実情を踏まえた協力	申請免除該当者への案内状送付	530市町村

※協力・連携の状況（令和6年度）の値は1,741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数である。（決算前速報値）

国民年金事務費交付金等の事務の流れ

令和7年度

翌 年 度



[精算交付のスケジュール（見込み）]

- | | |
|------|--------------------------|
| 1月下旬 | 基礎数値等の提供（日本年金機構→市町村） |
| 2月中旬 | 基礎数値等の提供（日本年金機構→年金局→厚生局） |
| 2月中旬 | 交付申請（見込）（年金局への報告期限） |
| 3月上旬 | 事務費政令・省令公布 |
| 3月上旬 | 交付要綱取扱通知 |
| 3月中旬 | 交付申請（年金局への申請期限） |
| 3月下旬 | 交付決定 |
| 3月下旬 | 精算交付（年金局から支払い） |

3. 国民年金システムの 標準化について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民年金システムの標準化について

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)において、「基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則 2025 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備することとされ、制度所管省庁が標準仕様書を作成することとされている。これを踏まえ、令和4年8月に「国民年金システムの標準仕様書(1.0版)」を作成して以降、標準化の範囲や仕様について精度を高めるための調査研究を進めている。

※参照URL:[標準仕様書（国民年金） | 厚生労働省](#)

■これまでの取り組み

- 令和4年5～6月にかけて、標準仕様書（案）に対する全国意見照会を実施。その結果を踏まえ、市区町村、システムベンダー等が参画する研究会で議論を進め、「国民年金システム標準仕様書（1.0版）」を令和4年8月末に公表。
- 引き続き調査研究を継続し、研究会における議論や意見照会の結果を踏まえ、令和5年3月末に1.1版、令和6年3月末に1.2版、令和7年1月末に1.3版を公表。

■令和7年度における調査研究事業

- 研究会の議論や全国意見照会の結果を踏まえ、制度改正事項を中心に2回の改定を実施。
 - ・令和7年8月末：1.4版の公表（国民年金第1号被保険者の育児期間保険料免除事務に必要な機能等の追加）
 - ・令和8年1月末：1.5版の公表予定（特定親族特別控除の創設に伴う一部機能等の見直し）

■令和8年度における調査研究事業（予定）

- 令和8年度も引き続き、仕様の更なる精度向上のための調査研究を実施する予定としている。
- 標準仕様書の改定については、すでに市区町村の標準準拠システムへの移行目標時期が到来している状況等を踏まえ、改定の必要が生じた場合に実施予定。

4. 市区町村国民年金事業功績 厚生労働大臣表彰について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」について

- ・国民年金事業に対する功績（納付率向上の実績、他の市区町村の参考になる取組の実施など）が顕著であり、他の模範と認められる市区町村に対して、その功績を称え劳苦に報いるとともに、国民年金事業の発展に寄与することを目的とし、平成29年度より開催。
- ・令和7年度は、8月29日（金）に厚生労働省において表彰式を開催し、以下の4市区が受賞。

市区名	選定した主な理由
船橋市 (千葉県)	<ul style="list-style-type: none">・外国人相談窓口を設置し、タブレット端末や外国語に対応できる相談員を配置することで、外国人転入者に対し年金制度や資格取得手続きの確実な案内を実施した。・「国民年金1号加入の方へ」という独自のリーフレットを作成し、口座振替、免除勧奨、前納勧奨等の案内を実施したことで制度周知に貢献した。
大田区 (東京都)	<ul style="list-style-type: none">・障害基礎年金の制度や手続きの流れについて、4種類の独自のパンフレットを作成し、区内の関連部署のほか、特別支援学校や就労支援施設等にも配布を行い、制度周知に貢献した。・日本語学校に通う生徒が円滑に資格取得及び免除申請の手続きができるよう、区役所職員が日本語学校の職員に対し、年金制度や記入方法について説明を実施した。
和泉市 (大阪府)	<ul style="list-style-type: none">・国民年金手続の電子申請案内用のリーフレットについて、利用者にとって登録手続から結果の通知までの流れがわかりやすくなるよう、年金事務所に対してレイアウト等の改善提案を行い、日本年金機構の承認を受けたリーフレットを作成した。 リーフレットは和泉市のほか年金事務所管内の市区町村でも使用され、電子申請の周知に貢献するとともに個人向けオンラインサービスの利用・登録者数の増加につながった。
神戸市 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none">・「障害年金相談サポートセンター」を設置し、テレビ電話を活用した遠隔相談を導入。センターには障害年金の知識・経験を有する職員を配置し、市内全拠点に来庁した住民からの相談にいつでも対応できるよう体制を整備している。 テレビ電話では、センター職員が区役所職員からの照会や住民への直接聞き取りを行うことで、迅速かつ適切な説明を行うための相談体制が構築されており、住民サービスの向上につながった。

5. 年金手続のデジタル化の推進 について

ひと、くらし、みらいのために

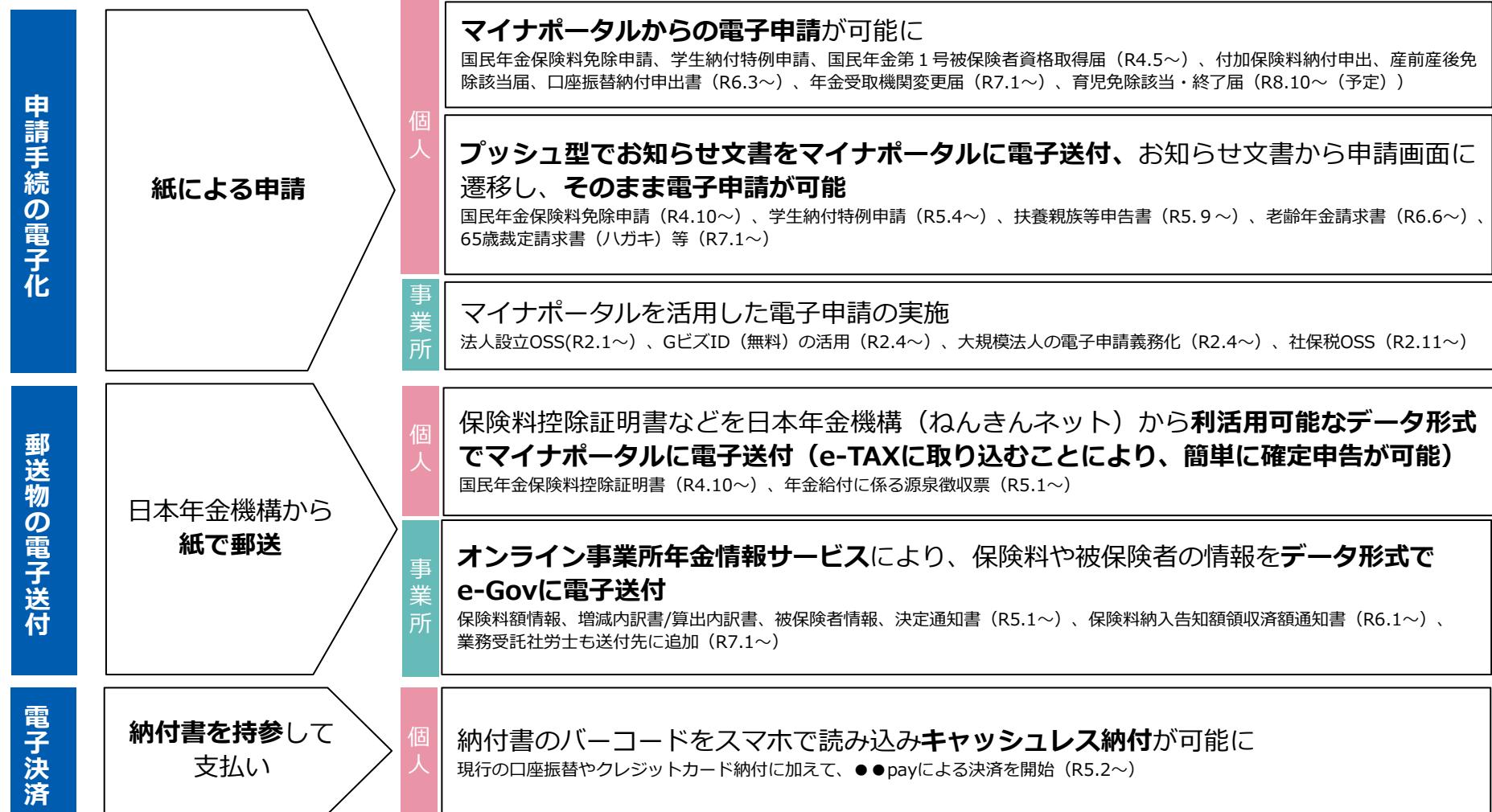


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- 年金手続について、紙による申請や紙での郵送から、順次、デジタル化を進めている※。
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は73.9%（令和7年3月末）となり、令和元年度23.9%から50.0%上昇。



6. 障害年金の相談体制の充実 について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害年金の相談体制の充実について

■障害年金ヘルプデスクに寄せられた照会事例等のフィードバックの実施

これまでも市区町村との連携を強化するために厚生労働省ホームページ上で「市町村国民年金事務サポートツール」を運営するなど取り組んできたところ。

これらに加え、障害年金ヘルプデスク（※）に寄せられた照会事例等をもとにQ & Aや返戻事例集を令和5年度に情報提供しており、今後も内容を充実させることを予定しているので、市区町村窓口での相談対応時や職場内研修等にご活用いただきたい。

① 障害年金ヘルプデスクQ & Aの作成

- 障害年金ヘルプデスクに寄せられた照会のうち、照会件数が多い事例を中心にQ & Aを作成。

② 返戻事例集の作成

- 障害年金センターで行った市区町村や年金事務所への請求書等の返戻事例について、返戻事例集を作成。

※障害年金ヘルプデスク

市区町村窓口で障害年金の相談対応をされる職員の方のサポートとして、平成29年から日本年金機構の障害年金センターに、市区町村向けのヘルプデスクを設置している。

障害年金ヘルプデスクの受付状況（令和7年4月～10月）

平均／月	平均／日
約5,300件	約250件

7. 令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等 について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

■令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正により、①所得税の基礎控除の引き上げ、②特定親族特別控除の創設、③同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件の引き上げが行われた。

①所得税の基礎控除の引き上げ

- ・基礎控除額を48万円から合計所得金額に応じた額に引き上げ（例えば、合計所得金額が132万円以下の場合は95万円など）

②特定親族特別控除の創設

- ・年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（特定親族）を有する場合、その特定親族1人につき一定の金額を控除

③同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件の引き上げ

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の対象となる所得要件（合計所得金額）を48万円から58万円に引き上げ

■公的年金等に係る所得税の基礎控除の見直し等への対応

①所得税の基礎控除の引き上げ

※参照URL：[令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について | 日本年金機構](#)

○令和7年中に源泉徴収した所得税額の再計算を行い、税額に過納額が生じた場合は、令和7年12月の年金支払時にその過納額を還付する。

○上記の精算後でも、なお年間の源泉徴収税額がある方のうち、合計所得金額132万円以下の方（例えば年齢65歳以上で公的年金等の収入額が242万円以下の方等）は、確定申告することにより還付を受けられる場合がある。

②特定親族特別控除の創設及び③同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件の引き上げ

○令和7年中に以下のケースに該当する方は、確定申告により所得税の還付を受けられる場合がある。

- ・特定親族特別控除の対象者がいる方（年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族を有する方）
- ・扶養親族等の所得要件の引上げによる扶養控除等の対象者がいる方（同一生計配偶者及び扶養親族の対象となる所得要件が、48万円から58万円に引き上げられたことにより、新たに扶養親族等の要件を満たす者を有する方）

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
I 年金制度関係（P2～14）				
1. 最近の公的年金制度の動向（P3～8）	総務課	企画係	岡田	3316
2. 年金制度に関する周知・広報の推進（P9～14）	総務課	年金広報企画室	中村	3398
II 年金事業運営関係（P15～36）				
1. 国民年金保険料の収納対策について（P16～21）	事業管理課	国民年金管理係	新田	3664
2. 国民年金事務費交付金について（P22～26）	事業管理課	収納対策・交付金係	平山	3565
3. 国民年金システムの標準化について（P27～28）	事業管理課	収納対策・交付金係	平山	3565
4. 市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰について（P29～30）	事業管理課	収納対策・交付金係	平山	3565
5. 年金手続のデジタル化の推進について（P31～32）	事業管理課	企画係	添田	3682
6. 障害年金の相談体制の充実について（P33～34）	事業管理課 給付事業室	障害給付係	北澄	3669
7. 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（P35～36）	事業管理課 給付事業室	年金給付係	松尾	3595